

勧告	説明図表番号
<p><b>2 鳥獣保護・管理の的確な実施等</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>(1) <b>鳥獣の捕獲許可審査の適切化等</b></p> <p>鳥獣保護法第9条第1項では、学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的等のために鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、鳥獣保護法第9条第2項に基づく許可の申請（以下「捕獲許可申請」という。）を行い、鳥獣保護法第28条第1項の規定により国が指定する鳥獣保護区の区域内（以下「国指定鳥獣保護区内」という。）において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵を採取等する場合には環境大臣の、それ以外の場合にあっては、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されている。</p> <p>また、捕獲許可申請に当たっては、捕獲等を行う者が猟具の安全な取扱いに関する知識・技術を有しているか等を判断するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「鳥獣保護法施行規則」という。）第7条第1項の各号に規定される必要事項（狩猟免許を申請者が現に受けている場合にあっては狩猟免許の種類、狩猟免状の番号及び交付年月日、銃刀法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日等）を捕獲許可申請書に記載することとされている。</p> <p>鳥獣保護基本指針では、都道府県知事が、その権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務を市町村長に委譲する場合には、対象とする市町村や種を限定した上で適切に行い、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるものとされている。また、都道府県知事は、市町村長に対し、鳥獣保護法、鳥獣保護法施行規則、鳥獣保護基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告を行うよう助言するものとされている。このような権限委譲が行われた場合には、対象地域の有害鳥獣捕獲や個体数調整による捕獲等の捕獲数が特定計画の捕獲目標数と齟齬を来さないよう留意する必要がある。</p> <p>なお、鳥獣保護法第9条第13項の規定に基づき、鳥獣保護法第9条第1項による許可を受けた者は、許可の有効期間が満了したときは、鳥獣保護法施行規則で定めるところにより、その日から起算して30日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならないとされている。</p> <p>(2) <b>特定計画に係る評価結果の公表の徹底</b></p> <p>鳥獣保護基本指針では、特定計画の見直しについて、「計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うも</p>	<p>図表Ⅱ-2-①</p> <p>図表Ⅱ-2-②</p> <p>図表Ⅱ-2-① (再掲)</p> <p>図表Ⅱ-2-② (再掲)</p>

のとする。なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。」こととされている。

## 【調査結果】

### (1) 鳥獣の捕獲許可手続の適切化等

#### ア 鳥獣の捕獲許可申請及び審査の適切化

調査対象市町村等における捕獲許可申請や申請に対する審査の状況等を調査した結果、以下のとおり、審査が不適切な例がみられた。

#### ① 捕獲許可申請及び審査が適切に行われていない例

i) 愛知県内の調査対象市は、鳥獣保護基本指針等に基づき有害鳥獣捕獲及び個体数調整の許可権限を県から委譲されており、許可申請は、許可対象者である市長から許可権者である市長に対して行われ、鳥獣の駆除は地元猟友会に委託して実施されている。

同市における、平成 18 年度から 22 年度までのイノシシ、ニホンジカの捕獲許可数と捕獲数をみると、22 年度におけるイノシシの捕獲許可数が 540 頭であるのに対し捕獲数が 663 頭（捕獲率 122.8%）、18 年度におけるニホンジカの捕獲許可数が 95 頭であるのに対し捕獲数が 122 頭（同 128.4%）と、捕獲数が捕獲許可数を上回っている。しかし、捕獲許可数を超過する捕獲について、改めて捕獲許可申請が行われないまま事実上の許可が行われ、許可に係る申請が適切に行われていなかった。

なお、同様な例が福岡県内（ヒヨドリ）及び沖縄県内（カラス）でもみられた。

図表Ⅱ-2-③

ii) 滋賀県内の調査対象市は、鳥獣保護基本指針等に基づき有害鳥獣捕獲の許可権限を県から委譲されているが、特定計画が作成され、個体数調整が必要な鳥獣（ニホンザル及びニホンジカ）についても、捕獲に当たり、県知事許可による個体数調整ではなく、全て市長に許可権限が委譲されている有害鳥獣捕獲によるものとした申請が行われ、市長許可による有害鳥獣捕獲が行われている。

この結果、県の特定計画では、ニホンザルについて、群れの個体数を大きく減少させるおそれのない範囲で捕獲することとされ、個体数の年増加率を踏まえて年間の有害鳥獣捕獲の上限を推定生息数の 10%までと定めているが、同市のニホンザルの平成 22 年度の捕獲数は 209 頭であり、同市内の推定生息数 1,320 頭の 10%を超える状況となっている。

また、同市では、各支所がそれぞれ有害鳥獣捕獲許可を行っており、本庁において市全体の捕獲許可数を把握しておらず、結果的に捕獲計画数の数倍もの捕獲許可（平成 22 年度では、捕獲許可頭数が、ニホンザルは捕獲計画数の 39

図表Ⅱ-2-④

倍、ニホンジカは2.60倍となっている。)を与えることとなり、市の捕獲計画及び特定計画における有害捕獲数の制限に基づかない捕獲許可となっている。

② 申請者の狩猟免許に係る確認ができず、不適格者に捕獲許可を与えるおそれがある例

環境省は、「鳥獣捕獲許可等取扱要領」(平成19年3月23日付け環境省自然環境局長通知)により、捕獲許可申請の申請書の様式を定めている。当該様式では、鳥獣保護法施行規則第7条第1項の各号に規定される必要事項の記載欄を設けているが、複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域や方法も同一の場合には、代表者以外については「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿」に必要事項を記載の上添付することとされている。

しかし、同申請者名簿には、狩猟免許に係る記載欄が欠落していることから、代表者以外の申請者について、狩猟免許に係る確認を行うことができない。このため、調査対象とした近畿地方環境事務所においては、平成18年度以降、調査時点(平成23年10月)までの3件の申請延べ25人に対して、狩猟免許を保持していない又は既に狩猟免許が失効しているにもかかわらず捕獲許可を与えるおそれがあった。

また、国指定鳥獣保護区における捕獲許可審査において、次のとおり、鳥獣保護法等に基づく狩猟免許等に関する確認を十分行っておらず、その結果、銃刀法に基づく銃器の所持許可の有効期間が満了した者に許可するなど、不適切な審査を行っている例がみられた。

〔事例〕

調査対象とした近畿地方環境事務所における平成18年度以降、調査時点までの鳥獣の捕獲許可申請(全3件)に対する審査状況を調査したところ、次のとおり、十分な確認を行わずに許可を行っている状況がみられた。

i) 許可申請書の狩猟免許に係る記載事項について、狩猟免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免状の許可番号及び交付年月日が記載されておらず、「※同下」(申請者が下欄記載の銃器所持許可証に係る許可番号及び交付年月日と同様であると誤認して記載したものと考えられる。)と記載された許可申請書を有効なものとして受理し、狩猟免許に係る確認を行わないまま許可を与えているもの。(3件)

ii) 許可申請受理時又は許可時において、銃器所持許可証の確認を行わないまま許可を与えたが、

ア 銃器所持許可証の有効期間が既に満了しているもの(2件延べ26人)

イ 捕獲許可の期間中に、銃器所持許可証の有効期間が満了するもの(3件延べ17人)

がある。

図表Ⅱ-2-⑤

図表Ⅱ-2-⑥

図表Ⅱ-2-⑦

## イ 許可に係る捕獲結果の都道府県への情報提供の実施

鳥獣保護法第9条第13項では、捕獲の許可を受けた者は、許可に係る捕獲等の結果を許可権者である環境大臣又は都道府県知事に報告することと規定されている。

調査対象とした九州森林管理局管内の2森林管理署等（鹿児島森林管理署、宮崎森林管理署都城支署）は、平成22年度に国指定鳥獣保護区である霧島鳥獣保護区（宮崎県・鹿児島県域）内で個体数調整を行ったニホンジカなど計53頭の捕獲実績について、鳥獣保護法第9条第13項の規定に基づき捕獲許可権者である九州地方環境事務所に報告しているものの、当該報告を受けた九州地方環境事務所は、捕獲地域の自治体である宮崎県及び鹿児島県に対しては、報告義務がないことから情報提供を行っていない。

このうち宮崎県では、ニホンジカについて、全地域において特定計画に基づく保護管理を行っており、特定計画の効果的実施のため、同県指定鳥獣保護区内における捕獲実績（雌・雄、妊娠状況等捕獲個体記録）を把握している。同県では、これまでは、国指定鳥獣保護区における捕獲数が100頭以下と少ないこともあり、国に対して情報提供を求めていなかったが、今後は、同県内における野生鳥獣の捕獲の実態を正確に把握するため、捕獲場所、妊娠状況等の捕獲実態に係る情報を活用していきたいとしている。

捕獲許可権者である環境省（地方環境事務所）は、国指定鳥獣保護区内における野生鳥獣の捕獲実績が、特定計画の保護管理の目標等に的確に反映されるよう、同保護区内で許可した鳥獣の捕獲結果のうち、森林管理局等国の行政機関等の捕獲に係る情報について、必要に応じ都道府県に情報提供することが重要であると考えられる。

図表Ⅱ-2-⑧

## (2) 特定計画の評価の実施及び評価結果の公表の徹底

調査対象9道県のうち、特定計画を作成していない1県を除く8道県について、終期を迎えた特定計画の評価の実施状況及び評価結果の概要の公表状況を調査したところ、次表のとおり、評価を実施しているものが6道県、科学委員会等の提言を受けているため評価を実施していないものなどが2県となっている。

また、評価を実施している6道県についてみると、「評価結果の概要」として次期特定計画と別個の形式で公表している道県はなく、前期計画の評価結果を踏まえて次期計画の中に盛り込んで記載する等の状況となっており、今後、次期計画の公表とともに、評価結果の概要を公表する予定があるものは1道県のみとなっている。

図表Ⅱ-2-⑨

表 特定計画の評価の実施状況及び評価結果の概要の公表状況

特定計画 作成道県数	うち、評価を 実施した道県数	既に評価結果 の概要を公表 済みの道県数		評価を実施 していない 道県数
		既に評価結果 の概要を公表 済みの道県数	今後、評価結果の 概要を公表する予 定がある道県数	
8	6	0	1	2

(注) 当省の調査結果による。

なお、公表の予定がない理由として、①鳥獣保護基本指針において、公表することとされていることについて認識がなかった、②公表している次期特定計画の中で評価結果を随時反映させており、評価結果自体の公表は必要ないなどとしており、鳥獣保護基本指針において評価の概要を公表するとされている趣旨が十分理解されていない状況となっている。

**【所見】**

したがって、環境省は、鳥獣の保護及び管理を適切に実施する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 鳥獣の捕獲許可について、都道府県から捕獲許可権限を委譲された市町村において、鳥獣の捕獲許可申請及び審査が適切に行われるよう、都道府県に対し助言を行うこと。

また、審査において、申請者の適格性を確実に確認できるよう、許可申請添付資料の様式の見直しなどの必要な措置を講ずること。

さらに、国指定鳥獣保護区内で許可した鳥獣の捕獲結果について、必要に応じ特定計画に基づく保護管理を行う都道府県に対し、情報提供すること。

② 都道府県において、特定計画の評価結果が分かりやすく公表されるよう、鳥獣保護基本指針の趣旨の徹底を図ること。

**【参考】**

**(地方支分部局に対する改善意見)**

環境省は、近畿地方環境事務所において、国指定鳥獣保護区における捕獲許可申請に対する審査が不適切な状況がみられたことから、狩猟免許等に関する確認の徹底を図るなど、捕獲許可申請の適切な審査の実施を徹底するとともに、全国の地方環境事務所に注意を促す必要がある。

図表Ⅱ-2-① 鳥獣保護法及び同法施行規則（抜粋）

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

（特定鳥獣保護管理計画）

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の保護のための管理（以下「保護管理」という。）に関する計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。

- 2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 特定鳥獣の種類
  - 二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
  - 三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
  - 四 特定鳥獣の保護管理の目標
  - 五 特定鳥獣の数の調整に関する事項
  - 六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 3 特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 特定鳥獣保護管理計画は、鳥獣保護事業計画に適合したものでなければならない。
- 5 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、次に掲げるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。
  - 一 その特定鳥獣が特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣（以下「希少鳥獣」という。）であるとき。
  - 二 第二項第三号に掲げる区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区があるとき。
- 7 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。
- 8 第四条第四項及び第五項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
- 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
- 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 （略）
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 5～12 （略）
- 13 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

(鳥獣保護区)

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域

## ○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

(捕獲等又は採取等の許可の申請等)

第七条 法第九条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面（以下この条において「証明書」という。）を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、証明書を添えなくてもよい。

- 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 二 捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量
- 三 捕獲等又は採取等の目的、期間、区域及び方法
- 四 捕獲等又は採取等をした後の処置
- 五 学術研究を目的として、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、研究の事項及び方法
- 六 愛玩のための飼養を目的として、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合にあつては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量並びに申請者が申請日以前五年の間に愛玩のための飼養を目的として法第九条第一項の許可を受けたことがあるときは当該許可に係る鳥獣の種類及び数量
- 七 次に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、その旨
  - イ 鳥獣保護区
  - ロ 休猟区
  - ハ 公道
  - ニ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の特別保護地区
  - ホ 都市計画法（昭和三十四年法律第百号）第四条第六項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であつて、囲い又は標識によりその区域を明示したもの
  - ヘ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の原生自然環境保全地域
  - ト 社寺境内
  - チ 墓地
- 八 狩猟免許を申請者（法人にあつては、捕獲等に従事する者）が現に受けている場合にあつては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日
- 九 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあつては、当該銃器の所持について申請者（法人にあつては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日

図表Ⅱ-2-② 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（第11次）（抜粋）

## Ⅱ 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

#### 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

##### (5) 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、本基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

### 第六 特定計画の作成に関する事項

#### 9 計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。



図表Ⅱ-2-③ 捕獲許可数を上回る捕獲が行われている例

区分	対象鳥獣	年度	捕獲許可数(a)	捕獲数(b)	捕獲率(b/a)
事例① (愛知県内)	イノシシ	18年度	301	199	66.1%
		19年度	330	191	57.9%
		20年度	380	252	66.3%
		21年度	420	344	81.9%
		22年度	540	663	122.8%
	ニホンジカ	18年度	95	122	128.4%
		19年度	193	98	50.8%
		20年度	200	114	57.0%
		21年度	200	143	71.5%
		22年度	280	147	52.5%
事例② (福岡県内)	ヒヨドリ	20年度	600	218	36.3%
		21年度	350	308	88.0%
		22年度	700	801	114.4%
事例③ (沖縄県内)	カラス	20年度	700	1,343	191.9%
		21年度	1400	1,134	81.0%
		22年度	4,150	800	19.3%

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 網掛けは、捕獲率が100%を超えるもの。

図表Ⅱ-2-④ 個体数調整が必要な鳥獣について、有害鳥獣捕獲による対応を行っている例

区分	対象鳥獣	事項	許可捕獲		狩猟	計	
			個体数調整	有害捕獲			
事例① (滋賀県内)	ニホンザル	捕獲計画数	-	18	-	18	
		捕獲許可数	-	699		(非狩猟鳥獣)	699
		捕獲数	-	209		209	
	ニホンジカ	捕獲計画数	-	184	-	184	
		捕獲許可数	-	473	-	473	
		捕獲数	-	86	351	437	

(注) 当省の調査結果による。

(様式1)

平成 年 月 日

地方環境事務所長 殿

住 所	(〒 ) 電話番号 ( )
氏 名	(記名押印又は署名)
職 業	
生年月日	年 月 日生

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定（並びに同法第9条第8項及び同法施行規則第7条第7項の規定）により、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、以下により申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とした場合にあつては研究の事項及び方法	
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等しようとする場合にあつてはその旨	
狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名狩猟免状の番号及び交付年月日	
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日	
備 考	

(備考)

1. 法人申請で、従事者証の交付申請も同時に行う場合にあつては、( ) を外し、従事者証の交付申請を同時に行わない場合若しくは個人申請の場合は ( ) 内の文字を抹消すること。

2. 住所欄には、法人申請（従事者証を交付する場合）の場合以外は、所属機関の所在地ではなく、申請者本人の自宅の住所を記載すること。
3. 氏名欄には、複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域や方法も同一の場合には、氏名欄の下に「ほか〇名」と人数を記入し、代表者以外は「鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可申請者名簿」に必要な事項を記載の上添付すること。  
法人申請の場合は、その法人の長の名前を記入し、従事者は従事者名簿に必要な事項を記載の上、添付すること。
4. 捕獲の頭（羽・個）数は、各人別に割り振られた頭（羽・個）数を記載すること。  
また、1頭を共同で捕獲するような場合においては、合計〇人で1頭というように記載すること。
5. 目的欄には「学研究（生態調査）」「有害鳥獣捕獲（農林水産業被害防止等、捕獲等をする事由を記載すること。
6. 区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入し、捕獲の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図を添付すること。
7. 方法欄には、使用する捕獲用具の名称を記入し、その構造、設置方法等を示す図面を添付すること。  
なお、麻酔銃を使用する場合は、使用薬名及び施用量を添付図面に記載すること。
8. 処置欄については、捕獲個体の捕獲後の処置の方法について、「計測後放鳥」、「飼養」、「飼養又は処分」、「譲渡はしない」、「放鳥はしない」、「標本は〇頭以内」等と記入すること。
9. 研究の事項及び方法欄には、学術研究を目的として捕獲等又は採取等を行うとする場合にあっては、研究の事項及び方法について、詳細に記入すること。
10. 飼養している鳥獣の種類及び数量等欄には、愛がん飼養を目的として鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取を行うとする場合にあっては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量を記入すること。  
また、申請者が申請日以前5年の間に愛がんのための飼養を目的として法第9条第1項の許可を受けたことがあるときは当該許可に係る鳥獣の種類及び数量を記載すること。
11. 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法第14条第1項の特別保護地区、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられた園地であって囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限地域又は猟区内において捕獲等又は採取等を行うとする場合にあっては、その旨を記載。
12. 狩猟免許に関する記入欄には、申請者（法人にあっては捕獲等に従事する者）が狩猟免許を現に受けている場合にあっては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日を記載。
13. 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、銃器を使用して捕獲等を使用とする場合にあっては、当該銃器の所持について申請者（法人にあっては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に係る許可証番号及び交付年月日を記載。
14. 用紙のサイズは日本工業規格A4版とすること。
15. 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿

住 所	氏 名	印	職 業	生年月日	捕獲する鳥獣又は採取する鳥類の卵の種類及び数量	備 考

狩猟免許に係る記載欄がない

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿（銃器使用の場合）

住 所	氏 名	印	職 業	生年月日	捕獲する鳥獣又は採取する鳥類の卵の種類及び数量	銃器を使用する場合			備 考
						所持許可証番号	交付年月日	銃砲の種類	

(注) 環境省提供資料に基づき、当省が作成した。

図表Ⅱ-2-⑥ 許可申請書における狩猟免許に係る誤認記載

	事例1	事例2	事例3
申請日	平成21年2月18日	平成22年10月4日	平成22年12月24日
狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日	※同下	※同下	※同下
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日	許可番号： 第●●●●●号 許可年月日： 平成19年10月11日	許可番号： 第●●●●●号 許可年月日： 平成19年10月11日	許可番号： 第●●●●●号 許可年月日： 平成19年10月11日
申請書受理日	平成21年2月20日	平成22年10月5日	平成22年12月24日
許可年月日	平成21年3月6日	平成22年10月22日	平成23年1月20日
審査等の状況	狩猟免許と銃器所持に係る許可を誤認して記載しているにもかかわらず、これを見逃し申請者の狩猟免許に係る確認が行われていない。		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「※同下」は、申請者が、狩猟免許について、下欄記載の銃器所持許可証に係る許可番号及び交付年月日と同様であると誤認して記載したものと考えられる。

図表Ⅱ-2-⑦ 銃器所持許可証の確認及び審査状況

申請年月日	申請者	交付年月日	有効期間満了日	受理年月日	受理時に有効期間が満了	許可年月日	許可時に有効期間が満了	許可期間満了日	許可期間中に有効期間が満了
平成21年2月18日	代表者	平成19年10月11日	平成22年10月10日	平成21年2月20日		平成21年3月6日		平成21年5月4日	
	1	平成18年4月2日	平成21年4月1日						
	2	平成19年1月21日	平成22年1月20日						
	3	平成19年10月16日	平成22年10月15日						
	4	平成19年3月26日	平成22年3月25日						
		平成18年3月26日	平成21年3月25日						
	5	平成20年4月25日	平成23年4月24日						
	6	平成18年9月12日	平成21年9月11日						
	7	平成20年2月18日	平成23年2月17日						
8	平成20年11月6日	平成23年11月5日							
平成22年10月4日	代表者	平成19年10月11日	平成22年10月10日	平成22年10月5日		平成22年10月22日		平成23年1月30日	
	1	平成18年4月2日	平成21年4月1日		●				
	2	平成19年1月21日	平成22年1月20日		●				
	3	平成19年10月16日	平成22年10月15日						
	4	平成19年3月26日	平成22年3月25日		●				
		平成18年3月26日	平成21年3月25日		●				
	5	平成20年4月25日	平成23年4月24日						
	6	平成18年9月12日	平成21年9月11日		●				
	7	平成20年2月18日	平成23年2月17日						
8	平成20年11月6日	平成23年11月5日							
平成22年12月24日	代表者	平成19年10月11日	平成22年10月10日	平成22年12月24日		平成23年1月20日		平成23年4月1日	
	1	平成18年4月2日	平成21年4月1日		●				
	2	平成19年1月21日	平成22年1月20日		●				
	3	平成19年10月16日	平成22年10月15日		●				
	4	平成19年3月26日	平成22年3月25日		●				
		平成18年3月26日	平成21年3月25日		●				
	5	平成20年4月25日	平成23年4月24日						
	6	平成18年9月12日	平成21年9月11日		●				
	7	平成20年2月18日	平成23年2月17日						
8	平成20年11月6日	平成23年11月5日							
更新後の銃器所持許可証の確認が行われていない件数									
					12			14	17

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-2-⑧ 森林管理署等における許可後の捕獲状況

申請者	許可年月日	申請目的	捕獲期間	捕獲鳥獣	許可頭数	捕獲頭数
宮崎森林管理署都城支署	平成22年9月21日	数の調整	平成22年10月1日から	ニホンジカ	12	0
			同年10月29日まで	イノシシ	6	0
鹿児島森林管理署	平成22年9月21日	数の調整	平成22年9月21日から	ニホンジカ	12	8
			同年11月14日まで	イノシシ	4	0
				ノウサギ	9	0
宮崎森林管理署都城支署	平成22年11月1日	数の調整	平成22年11月1日から	ニホンジカ	100	43
			23年3月31日まで	イノシシ	10	2
宮崎森林管理署都城支署	平成23年2月21日	数の調整	平成23年3月1日から	ニホンジカ	10	0
			同年3月31日まで	イノシシ	5	0
			計		168	53

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-2-⑨ 特定計画終期における評価結果の概要の公表状況

調査対象 道県	対象鳥獣	計画期間	「評価結果の概要」の 公表の有無	パブリックコメントの有無	「評価結果の概要」の 公表予定の有無	備考
北海道	エゾジカ	平成 20 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで	有 (第 4 次計画公表に 併せて公表予定)	有 (平成 24 年 1 月 11 日から 同年 2 月 11 日まで)	有 (第 4 次計画公表に 併せて公表予定)	—
山形	ニホンザル	平成 20 年 4 月から 23 年 3 月まで	無	有 (平成 24 年 3 月 8 日から 同年 3 月 22 日まで)	無	変更点として、「市町村」の取組状況を掲載
青森	下北半島 ニホンザル (天然記念物)	平成 20 年 4 月から 24 年 3 月まで	無	有 (平成 23 年 11 月 15 日から 同年 12 月 4 日まで)	無	第一次特定計画 (平成 16 年から 19 年) の終期に「科 学委員会の提言」をまとめているが、非公開
愛知	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ニホンカモシカ	平成 19 年 8 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで	無	有 (平成 24 年 1 月 11 日から 同年 2 月 10 日まで)	無	平成 23 年 8 月 22 日に開催された特定鳥獣保護管理検 討会の資料として、達成状況を○、△、×で評価したも のを作成しているが、公表する予定はない。 また、評価結果の概要を公表することを特に念頭に置 いていなかった。
滋賀	ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ カワウ	平成 17 年 11 月 15 日から 24 年 3 月 31 日まで	一部を除いて無 (個体数調整に関す る事項のみ「評価結 果」として公表)	有	一部を除いて無 (個体数調整に関す る事項のみ「評価結 果」として公表)	特定計画の改定 (案) を審議・検討する滋賀県環境審 議会自然環境部会において、調査対象としたニホンザル、 ニホンジカ、カワウの 3 鳥獣についても評価結果を示し、 検討されており、その内容を議事録として公表することに なっている。 このほか、ニホンジカについては、「滋賀県ニホンジカ 保護管理計画検討委員会」及び「滋賀県ニホンジカ保護 管理計画関係者検討会」の議事概要を公表している。
広島	イノシシ ニホンジカ クマ	平成 20 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで	無	無	無	検討会で評価及び見直しを行っている。前期計画をそ のまま公表するのではなく、次期計画の中で前期計画を 踏まえた実施状況を記載・公表する予定。
徳島	イノシシ ニホンジカ	平成 19 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで	無	有 (平成 24 年 2 月 22 日から 同年 3 月 2 日まで)	無	①県の特定計画に公表するとは記載していない、②基 本指針において概要を公表するものとする、③計画年度内に特定鳥 獣保護管理検討会、同専門委員会に対して随時、計画進 捗状況等を説明しているほか、県議会の議事、新聞取材 に応じてその都度放送されている、各種合等で計画進 捗状況等を説明する機会があるので、一般県民向けにま で公表するという認識を持ち合わせていなかった。
福岡	イノシシ ニホンジカ	平成 20 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで	無	有 (平成 24 年 2 月 27 日から 同年 3 月 12 日まで)	無	特定計画の策定及び変更の作業の中で、保護管理検討 委員会において専門的な観点から対応策等について評価 を受け、その結果を次期特定計画に反映させて、公表し ている。しかし、「評価結果の概要」として公表は行って いない。
沖縄	特定計画を作成していない。					

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 平成 24 年 3 月 15 日現在の状況である。